○沼津市テレワーク移住支援補助金交付要綱

令和３年５月 31 日告示第 284 号

沼津市テレワーク移住支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、県外から本市への移住を促進し、地域の活性化を図るため、テレワークの実施を理由として市内に移住した者に対し、予算の範囲内でテレワーク移住支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和 62 年沼津市規則第４号。第８条において「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　移住　本市へ住民票を異動し、生活の本拠を本市へ移すことをいう。

（２）　テレワーク　情報通信技術を活用して、所属する事業所以外の場所において勤務又は個人事業主若しくは法人経営者として業務を行うことを言う。

（３）　住居費　新たに市内に住宅を取得し、又は賃借する際に要した費用のうち、移住を機に支払った当該住宅の取得に係る費用（建物代金に限る。）、賃料（共益費を含み、駐車場代を除く。ただし、補助金の交付申請時までに支払いがなされているものに限る。）、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当相当額を差し引いた額とする。

（４）　引越費用　本市に移住する際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。

（交付対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、令和３年３月１日以降に本市に転入し、補助金の交付申請時において 45 歳未満の者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　転入の日の前日まで１年以上継続して県外に居住していた者のうち、次のいずれかに該当する者

ア　県外に存する企業等に在職している被雇用者であって、現にテレワークを実施していること。

イ　県外において事業活動を行う個人事業主であって、現にテレワークを実施していること。

ウ　県外に存する企業等を経営している法人経営者であって、現にテレワークを実施していること。

（２）　補助金の交付申請時において、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の住所が申請に係る住宅の所在地であること。

（３）　前号の住宅の取得又は賃借に係る契約が、申請者の名義（申請者に配偶者がいる場合は、申請者若しくは配偶者又は夫婦共同名義）であること。

（４）　補助金の交付申請時において、転入をした日から３か月以上１年以内であること。

（５）　補助金の交付決定を受けた日から起算して５年以上継続して本市に居住する意思があること。

（６）　申請者が属する世帯の世帯員のいずれもが、過去にこの要綱に基づく補助金、沼津市移住・就業支援金交付要綱に基づく支援金又は他の公的制度による補助対象経費を同一とする補助金の交付を受けたことがなく、かつ、受ける予定がないこと。

（７）　移住する直前に在住していた市区町村（以下「移住元」という。）において、最近１か年の市区町村税（法人経営者にあっては当該法人の市区町村税を含む。第５条第３号において同じ。）を滞納していないこと。

（８）　沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第２条第２号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、住居費及び引越費用を合計した額（当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、60 万円を上限とする。

（交付の申請）

第５条　申請者は、沼津市テレワーク移住支援補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに、市長に提出しなければならない。

（１）　住民票の写し（世帯全員分）

（２）　移住元の住民票の除票の写し

（３）　移住元における最近１か年の市区町村税の滞納のないことを証する書類

（４）　勤務先の在職証明書（第２号様式）及び勤務先にテレワーク制度があることを確認できる書類（被雇用者の場合）

（５）　開業届出済証明書の写し等のテレワークで事業活動を実施していることを確認できる書類（個人事業主の場合）

（６）　履歴事項全部証明書の写し等のテレワークで事業活動を実施していることを確認できる書類（法人経営者の場合）

（７）　住宅の取得に係る契約書の写し及び取得に係る費用の領収書その他の支払いが確認できる書類の写し（住居費における取得の場合）

（８）　住宅の賃貸借契約書の写し及び住居費に係る賃料等の領収書その他の支払いが確認できる書類の写し（住居費における賃借の場合）

（９）　勤務先からの住宅手当の支給状況が確認できる書類（勤務先から住宅手当が支給されている場合）

（10）　引越費用に係る領収書その他の支払いが確認できる書類の写し（引越費用に係る補助を申請する場合）

（11）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、沼津市テレワーク移住支援補助金交付決定通知書（第３号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第７条　市長は、前条の規定により補助金の交付を決定するときは、次に掲げる条件を付するものとする。

（１）　補助金の交付決定を受けた日から起算して５年を経過しないで本市での居住が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

（２）　市から補助金に関する報告及び現地調査を求められた場合には、それに応じなければならないこと。

（実績報告の省略等）

第８条　市長は、規則第 11 条第２項の規定に基づき、同条第１項各号に掲げる書類の提出を省略するものとする。

２　前項の場合において、第６条の規定による交付決定通知をもって、当該補助金に係る規則第 12 条の規定による確定通知があったものとみなす。

（補助金の請求）

第９条　前条第２項の規定により確定通知とみなされることとなる第６条の規定による交付決定通知を受けた者は、速やかに沼津市テレワーク移住支援補助金交付請求書（第４号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第10条　市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の全額の返還を命じるものとする。

（１）　虚偽の申請等をした場合

（２）　補助金の交付決定を受けた日から起算して３年を経過しないで本市から転出した場合

２　市長は、補助金の交付を受けた者が、補助金の交付決定を受けた日から起算して３年以上５年未満で本市から転出した場合には、支援金の半額の返還を命じるものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、災害、病気その他のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合にあっては、この限りでない。

（補則）

第11条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この要綱は、告示の日から施行する。

付　則（令和４年４月１日告示第103号）

（施行期日）

この告示は、公示の日から施行する。

第１号様式（第５条関係）

年　　月　　日

（宛先）沼津市長

住　　所

申請者　氏　　名

電話番号

沼津市テレワーク移住支援補助金交付申請書

沼津市テレワーク移住支援補助金交付要綱第５条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

<table>
<tr><td colspan="2">1　転　入　し　た　日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">2　申請者の生年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="17">3　費用内訳</td><td rowspan="3">住居費
（取得）</td><td>契約締結年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>契　約　金　額</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>支　払　金　額
（A）</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td rowspan="14">住居費
（賃借）</td><td>契約締結年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">家　　賃</td><td>賃　　料</td><td>円</td></tr>
<tr><td>住宅手当</td><td>円</td></tr>
<tr><td>実質負担額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>敷　　金</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>礼　　金</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>共　益　費</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>仲介手数料</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>小　　計
（B）</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">引越費用</td><td>引越を行った日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>支　払　金　額
（C）</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　　計（D）
（（A）又は（B）＋（C））</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">4　補　助　申　請　額</td><td colspan="3">円</td></tr>
</table>

（注）補助申請額は、合計（D）の額又は60万円のいずれか低い額を記入し、1,000円未満の端数がある場合は切り捨てること。

（確約の場合には、次の□にレ点を記す。）

□　申請者が属する世帯の世帯員のいずれもが、過去にこの要綱に基づく補助金、沼津市移住・就業支援金交付要綱に基づく支援金及び他の公的制度による補助対象経費を同一とする補助金の交付を受けたことがなく、かつ、受ける予定がありません。

□　世帯員全員が、沼津市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者ではありません。また、当該申請について必要な場合には、沼津市が申請者及び世帯員の個人情報を静岡県警察本部に照会することについて同意します。

□　当該申請について必要な場合には、沼津市が住民基本台帳、納税状況に関する資料及びその他公簿等の調査を行うことについて同意します。

□　住宅を取得し、又は賃借した際の取引等に疑義があるときは、沼津市がその取引を調査することに同意します。

□　補助金の交付決定の日から起算して５年以上継続して沼津市に居住する意思があります。また、補助金の交付決定の日から起算して５年未満で沼津市から転出した場合は、市長に報告し、補助金を返還することに同意します。

第２号様式（第５条関係）

年　　月　　日

（宛先）沼津市長

所 在 地

事業所名

代表者名　　㊞

電話番号

担 当 者

在職証明書

次のとおり相違ないことを証明します。

被雇用者名	
被雇用者住所（移住前）	
被雇用者住所（移住後）	
勤務先事業所名	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業開始年月日	
テレワーク実施状況	

第３号様式（第６条関係）

沼津市指令第　　号

年　　月　　日

様

沼津市長　　㊞

沼津市テレワーク移住支援補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、沼津市テレワーク移住支援補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

なお、支援金の交付については、次のとおり交付の条件を付するものとし、この交付決定通知をもって、当該補助金に係る沼津市補助金交付規則第12条の規定による確定通知とみなします。

記

１　交付決定額　　円

２　交付の条件

⑴　交付決定者が属する世帯の世帯員のいずれもが、過去にこの要綱に基づく補助金、沼津市移住・就業支援金交付要綱に基づく支援金及び他の公的制度による補助対象経費を同一とする補助金の交付を受けたことがなく、かつ、受ける予定がないこと。

⑵　世帯員全員が、沼津市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。また、当該申請について必要な場合には、沼津市が申請者及び世帯員の個人情報を静岡県警察本部に照会することがあること。

⑶　当該申請について必要な場合には、沼津市が住民基本台帳、納税状況に関する資料及びその他公簿等の調査を行うことがあること。

⑷　住宅を取得し、又は賃借した際の取引等に疑義があるときは、沼津市がその取引を調査することがあること。

⑸　補助金の交付決定の日から起算して５年以上継続して沼津市に居住する意思があること。また、補助金の交付決定を受けた日から起算して５年未満で沼津市から転出した場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

第４号様式（第９条関係）

年　　月　　日

（宛先）沼津市長

住　　所

申請者　氏　　名

電話番号

沼津市テレワーク移住支援補助金交付請求書

年　　月　　日付け沼津市指令　　第　　号で沼津市テレワーク移住支援補助金交付決定通知書をもって、沼津市テレワーク移住支援補助金交付要綱第８条第２項の規定により沼津市補助金交付規則第12条の規定による確定通知があったものとみなされた補助金につき、沼津市テレワーク移住支援補助金交付要綱第９条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１　支払請求金額

金額		拾	万	千	百	拾	円

２　振込先

振込先金融機関	金融機関名称	（該当するものを〇で囲んでください） 銀行　本店 金庫　支店 農協　支所 漁協　出張所
	口座の種別	普通・当座（該当するものを〇で囲んでください）
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

※　口座名義人は、必ず請求者氏名と一致すること。